

# 4

## Q&A

## 今回の補償金について

**Q1** 仮払補償金を受け取っているがどうすればよいのか

**A1** すでにお支払いした仮払補償金については、ご請求に伴いお支払いする補償金額から控除させていただきます

## 補償される範囲について

**Q2** 自分は補償対象者なのか

**A2** 対象者の詳細につきましては、「**1** 4. 補償金のお支払対象となる項目」(本冊子7ページ参照)をご確認ください。ご不明な点がございましたら、お手数ですが弊社までお問い合わせください

**Q3** 補償対象となるのはここに書かれた損害だけなのか

**A3** 補償の対象となる損害につきましては、本冊子に記載しておりますが、内容についてご不明な点がございましたら、お手数ですが弊社までお問い合わせください

**Q4** 補償内容はどのように決めているのか

**A4** 弊社では、原子力損害賠償紛争審査会が策定した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」を踏まえ、補償基準を策定しております。

なお、上記指針につきましては、原子力損害賠償紛争審査会のホームページでご覧いただけます  
URL:[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/kaihatu/016/index.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kaihatu/016/index.htm)

**Q5** 具体的にどういう場合に支払われて、どういう場合に支払われないのか

**A5** お支払いできる場合については、「**1** 4. 補償金のお支払対象となる項目」(本冊子7ページ参照)をご確認ください。なお、ご参照のうえ、ご不明な点がございましたら、弊社までお問い合わせください

## 個別項目について

### 避難生活等にかかる精神的損害

**Q6** 避難所等(避難形態A)とホテル等(避難形態B)で補償される金額が異なるが、1ヶ月の間に避難所からホテルへ移動した場合は、請求はどうしたらいいのか

**A6** 避難に際して、1ヶ月の間で移動されていた場合は、補償金額が高い方(避難形態A)を選択のうえ、ご請求ください

**Q7** 居住区域や避難開始時期によって補償金額が異なるようであるが、どのように請求を行えばよいか

**A7** 対象となる方の詳細につきましては、「**1** 4. ①避難生活等による精神的損害」(本冊子8ページ参照)及び「**2** 5. 避難生活等による精神的損害にかかる請求明細」(本冊子40ページ以下)をご確認ください

**Q8** 平成23年3月31日に避難したが、3月分の請求はどうなるのか

**A8** 各月の月内に1日でもかかっている場合は、1ヶ月分をお支払いいたします

**Q9** 避難に伴い、病院(介護施設)に入院(所)したが、その場合の避難形態は、A(避難所、体育館等)、B(ホテル、親戚宅等)、C(自宅)のうち、どれになるのか。また、避難に伴い、病院から病院に移動したが、その場合の避難形態はどれになるのか

**A9** 原則B区分となります。なお、「入院をしていなかったならば避難をなさっていた」場合に、補償をさせていただきます。原則として、ご家族が避難をなさっている場合や、単身の方においては入院直前に避難をなさっていた場合が、補償の対象となります

## 避難・帰宅費用

**Q10** 避難・帰宅費用で請求できるものと請求できないものの違いを説明してほしい

**A10** 避難をする時の宿泊費用にもともと含まれている食事代はご請求いただけますが、避難をする過程で飲食をした代金についてはご請求いただけません。また、避難にかかる費用であっても、避難先からご自宅を経由して別の避難先に移動する際の費用については、一時立入費用でご請求ください

**Q11** 避難費用(交通費)は何回まで認められるのか

**A11** 避難費用(交通費)は、10回までお支払いいたします

**Q12** 避難費用はいくらまで認められるのか

**A12** 避難費用につきましては、交通費・宿泊費・家財道具の移動費の各費用のお支払いをさせていただく標準的な金額を設けております。なお、その標準的な金額を超える場合であっても、具体的なご事情を確認させていただいたうえでお支払いさせていただきます

**Q13** 避難に際して、公共交通機関で移動したので交通費の明細がないがどうしたらよいか

**A13** 避難に際して公共交通機関を使用された場合は、「**3** 標準交通費一覧表(その他交通機関)」(本冊子141ページ参照)をご確認いただき、ご出発県とご到着県の該当金額をご請求ください

**Q14** 自家用車で避難したが、「標準交通費一覧表(自家用車)」を超える支出をしている。請求はどうなるのか

**A14** 「3 標準交通費一覧表(自家用車)(本冊子136ページ参照)」に記載の金額は、高速道路料金・ガソリン代を含めて作成しておりますので、記載の金額をご請求ください

**Q15** 避難・帰宅費用、一時立入費用のどちらの費用で請求したらいいかわからない

**A15** 各費用の違いにつきましては、「1 4. ご請求についての詳細説明」(本冊子12、16ページ参照)をご確認ください

## 一時立入費用

**Q16** 一時立入費用は何回まで認められるのか

**A16** 一時立入費用につきましては、1ヶ月あたり1回までとさせていただきます。「避難等」の指示が解除された後、合理的な期間までとさせていただきます

**Q17** 一時立入費用はいくらまで認められるのか

**A17** 一時立入費用につきましては、交通費・宿泊費・家財道具の移動費用・除染費用の各費用ごとにお支払いさせていただき標準的金額を設けております。なお、その標準的金額を超える場合であっても、具体的なご事情を確認させていただいたうえでお支払いさせていただきます

**Q18** 自治体負担で移動したので費用負担がなかったがどうすればよいのか

**A18** 一時立入費用で補償させていただくのは、ご請求者さまがご自身で負担された費用です。したがって、自治体の負担で移動等された場合は、ご請求できませんので、ご注意ください

**Q19** 東京電力に対して、すでに一時立入に関する旅費精算の申請を行ったが、今回の請求ではどのようにすればよいのか

**A19** ご負担された一時立入費用のうち、弊社に対し、ご請求がお済みでない交通費、宿泊費、家財道具移動費用、除染費用がございましたら、今回お送りしました、[B4-1 一時立ち入り費用にかかる請求明細\(1/3\)](#)により、ご請求ください。なお、既に仮払いにより、一部お受取りになられている宿泊費等については、重ねてのご請求はできませんので、ご了承ください

## 生命・身体的損害にかかる費用

**Q20** 避難後に避難所で親族が亡くなってしまったが、請求できるのか

**A20** 「避難等」を余儀なくされたために、傷害を負い、健康状態が悪化し、疾病にかかり、お亡くなりになられた親族がいらっしゃる方は、個別にご対応させていただきますので、その旨を、請求書類「その他の請求明細」にてご連絡ください



**Q21** 避難後に後遺障害や心的外傷後ストレス障害になってしまったが、請求できるのか

**A21** 「避難等」を余儀なくされたために、傷害を負い、健康状態が悪化し、疾病にかかり、後遺障害や心的外傷後ストレス障害となられた方は個別にご対応させていただきますので、その旨を、請求書類「その他の請求明細」にてご連絡ください

**Q22** 健康悪化の予防のために支払った費用を請求できる人に、年齢制限があるのか

**A22** 健康悪化を防止するために負担された費用をご請求できるのは、ご高齢の方や持病を抱えている方に限定させていただいております

**Q23** 指定診断書を取るのに費用がかかるが、請求できるのか

**A23** 請求書の該当箇所にご記入のうえ、ご請求ください

**Q24** 医療費を支払ったが、保険金や高額療養費制度により一部還付されている。請求額は支払った医療費であるべきか、還付分を控除するべきか

**A24** 控除後の医療費をご請求ください

**Q25** 医療費の領収書は、確定申告や保険金の請求で使用したいため、コピーでも可か

**A25** 弊社では、ご請求者さまが負担された費用を補償いたしますので、ご提出いただく領収書等は原則として原本をお付けください

**Q26** 体調が悪化し、ドラッグストアで医薬品を購入したが、請求の対象になるのか

**A26** 医師の処方・指示によらない医療費についてはご請求いただけません

**Q27** 飼っているペットについての損害はどのように請求すればよいか

**A27** 個別対応させていただきますのでコールセンターにお問い合わせください

## 就労不能等にかかる損害

**Q28** 平成23年3月11日以降、勤務先が倒産したが、津波による影響か原子力発電所事故による影響かわからないが、請求できるのか

**A28** ご請求いただく時点において、地震・津波による影響か「本件事故」による影響かが不明な場合には、まずは「本件事故」による損害としてご請求ください。なお、後日、「本件事故」の影響によるものでないことが判明した場合には、ご精算させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください

**Q29** 会社と連絡が取れなくなり、就労していたことを証明するものが保険証くらいしかないがどうしたらいいのか

**A29** 保険証の写し等をご提出いただければ月額30,000円は補償いたします。詳細は「1 4. ⑤就労不能損害」(本冊子21ページ参照)をご確認ください

**Q30** 平成23年3月11日時点で、2社に勤務していたが、請求はどうしたらいいのか

**A30** B6-11 就労不能損害にかかる請求明細 平均月収額計算表にて2社合わせた給与額面金額をご記入のうえ、ご請求ください

**Q31** 平成23年3月末で退職予定だったが、今回の事故が原因で退職金がもらえなくなってしまった。請求はどうしたらいいのか

**A31** 退職金につきましては、勤務されていた企業等へお問い合わせいただきますよう、お願いいたします

## 検査費用（人）

**Q32** 自治体の検査を受けに行き、検査自体は無料だったが、交通費がかかった。請求はどうしたらいいのか

**A32** 検査自体は無料でも、検査に関する交通費はB7-2 検査費用(人)にかかる請求明細(2/2)にご記入のうえ、ご請求ください

**Q33** ペットの放射線検査費用は負担してもらえるのか

**A33** C その他請求明細でご請求ください

**Q34** 家畜の放射線検査費用は負担してもらえるのか

**A34** 事業にかかる損害ですので個人用の補償ではなく、個人事業主・法人用での補償でご対応いたします

## 検査費用（物）

**Q35** 自宅の土地の放射線検査を行い、高額になってしまったが、請求額に上限はあるのか

**A35** 検査費用が17,000円を超える場合には、領収書を必ず添付してご請求ください。個別に確認させていただき、合理的な範囲内でお支払いさせていただきます

## ご請求からお受取りまでの流れについて

### Q36 請求はいつまでにすればよいのか

**A36** ご請求受付開始日より2ヶ月程度を目処にご請求くださいますようお願いいたします。なお、仮に、2ヶ月を過ぎてからご請求いただいた場合でも、内容を確認させていただいたうえ、確認結果にもとづきお支払いをさせていただきますが、通常のお手続きよりも時間を要する場合がございますので、あらかじめご了承ください

### Q37 請求書はどこに送ればよいのか

**A37** 請求書は同封の封筒(レターパック)等をご利用いただき、ご郵送ください

### Q38 請求書を送った後はどうすればよいのか

**A38** 請求書をお送りいただきましたら、弊社にて確認後、「結果通知書」及び「合意書」を郵送いたします。「結果通知書」をご確認のうえ、合意いただける場合は「合意書」にご署名していただき、弊社へご郵送ください

### Q39 請求後、支払いまでどのくらいの期間がかかるのか

**A39** 「合意書」を弊社までご郵送いただきましたら、およそ2週間を目処にお振込させていただきます。なお、受付の状況により期間が前後する場合がございます

## その他

### Q40 資料一式が不足しているがどうすればよいのか

**A40** 「ご案内」の「1 3. ご提出いただく書類」(本冊子5ページ参照)をご確認のうえ、資料が足りない場合は大変お手数ですが、弊社の「お問い合わせ先」までご連絡ください

### Q41 請求すべき項目が多く、1枚の書類には書ききれない場合はどうすればよいのか

**A41** 弊社にご連絡いただければ、請求書類をお送りいたします。なお、コピーした請求明細をご提出される場合には、白地部分以外の枠外にお名前と申し出番号(おわかりになる方のみで結構です)をご記入いただきますようお願いいたします

### Q42 今後の補償についてはどのようにするつもりなのか

**A42** 平成23年9月の受付(対象期間は平成23年3月11日~8月31日)を第1回目として、3ヶ月ごとに対象期間を設定して受付・補償させていただくことを予定しております

**Q43 提出書類に不備があった場合どうなるのか**

**A43** 電話確認させていただく場合や、ご返送させていただく場合がございます

**Q44 前回の仮払補償金を受け取った後に住所等が変わったが、どうしたらいいか**

**A44** 仮払補償金のお受取り時、又は本補償金のご請求時から、ご住所・ご連絡先・ご指定口座等に変更がございましたら、弊社までご連絡ください

**Q45 請求に必要な書類がそろえられない場合はどうすればよいのか**

**A45** 一部の補償項目では、証明書類のご提出がなくても補償金をお支払いさせていただくケースがございます(交通費等)。詳細につきましては、本案内「**1** 4. 補償金のお支払対象となる項目」(本冊子7ページ参照)をご確認ください

**Q46 返信用封筒として、レターパックを利用する理由はなにか**

**A46** 請求書や領収書の原本等、ご請求者さまの大切な書類をご郵送いただくことから、郵便局での受付や配達記録を追跡・確認できるレターパックを利用しております  
※郵便局の追跡サービスをご利用いただくためには「ご依頼主さま保管用シール」に記載の番号が必要となりますので、お手数ですが、レターパックを投函又は郵便局等へ差し出される際に、「ご依頼主さま保管用シール」をはがして、大切に保管いただきますようお願いいたします(本冊子裏表紙に貼付欄を設けております)

**Q47 送られてきた請求書の内容と現在の世帯の構成員の人数が異なるが、どのように請求すればよいのか**

**A47** (世帯を分けてご請求される場合)「代表請求者」さまと同一の世帯としてご請求される方につきましては、お手もとの請求書にてご請求ください。また、「代表請求者」さまとは別の世帯としてご請求される方につきましては、別途請求書をお送りいたしますので、お手数ですが、本冊子裏表紙記載のお問い合わせ先までご連絡ください  
(世帯の構成員が増えた場合)不足分の請求書を郵送させていただきますので、お手数ですが、本冊子裏表紙記載のお問い合わせ先までご連絡ください



# レターパック「ご依頼主さま保管用シール」貼付欄

郵便局の追跡サービスをご利用いただくためには「ご依頼主さま保管用シール」に記載の番号が必要となりますので、お手数ですが、レターパックを投函又は郵便局等へ差し出される際に、「ご依頼主さま保管用シール」をはがして、大切に保管いただきますようお願いいたします。

【「特定記録」と記載された郵便用封筒が同封されていた方へ】

ご提出書類を郵便局窓口にてご送付いただく際にお受け取りになる「書留・特定記録郵便物等受領証」を以下に貼付してください。

シール貼付欄

シール貼付欄

シール貼付欄

シール貼付欄

シール貼付欄

シール貼付欄

シール貼付欄

シール貼付欄

シール貼付欄

シール貼付欄

シール貼付欄

シール貼付欄

# レターパック「ご依頼主さま保管用シール」貼付欄

郵便局の追跡サービスをご利用いただくためには「ご依頼主さま保管用シール」に記載の番号が必要となりますので、お手数ですが、レターパックを投函又は郵便局等へ差し出される際に、「ご依頼主さま保管用シール」をはがして、大切に保管いただきますようお願いいたします。

【「特定記録」と記載された郵便用封筒が同封されていた方へ】

ご提出書類を郵便局窓口にてご送付いただく際にお受け取りになる「書留・特定記録郵便物等受領証」を以下に貼付してください。

|        |        |
|--------|--------|
| シール貼付欄 | シール貼付欄 |
| シール貼付欄 | シール貼付欄 |
| シール貼付欄 | シール貼付欄 |
| シール貼付欄 | シール貼付欄 |
| シール貼付欄 | シール貼付欄 |

※ご不明な点等がございましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

東京電力株式会社 福島原子力補償相談室

電話：0120-926-404 受付時間／9:00～21:00